

	用語	用語説明
B	BSE Bovine Spongiform Encephalopathyの略	<p>日本では「牛海綿状脳症」の病名がついています。牛の脳に空洞が生じ、海綿状(スポンジ様)に変化することからこの病名が付けられています。牛がBSEにかかると、痙攣、起立困難等の神経症状を呈し、やがて死に至ります。異常プリオン(伝達性のタンパク質)がこの病気の原因物質とされ、感染した牛等の反芻動物の脳や脊髄等を含む、肉骨粉等の飼料を牛に与えることで、伝達感染すると考えられています。日本では牛の飼料に肉骨粉を使用しない対策が実施されており、新たに若齢牛でBSEが発生することはないと考えられます。</p> <p>人の海綿状脳症としては、クロイツフェルト・ヤコブ病等がありますが、このうち変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病が、BSEと関連を指摘されています。英国では2005年2月8日現在、変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病で150余名の死亡が確認されていますが、これは、危険度の高い牛の脳や脊髄を習慣的に食べたことが原因ではないかと考えられています。日本では、牛の脳や脊髄等の危険部位を食用として流通させない対策が確実に実施されていることから、現在市販されている牛肉や牛乳、乳製品からの人への感染が起こることはありません。</p>
H	HACCP Hazard Analysis and Critical Control Pointの略	<p>食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法の一つです。原料から製品に至るまでの製造の各工程で、発生する可能性のある危害を分析し、重点的にこの危害を管理することで、製品の安全性を確保するシステムです。従来の、製品検査等を重視した衛生管理ではなく、工程管理に重点をおいた衛生管理システムです。</p>
I	IPハンドリング	<p>遺伝子組換え農産物または非遺伝子組換え農産物を、農場から食品製造業者まで生産、流通および加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。</p>
い	遺伝子組換え(食品)	<p>遺伝子組換え技術を利用して開発された食品のことです。遺伝子組換え技術とは、ある生物の遺伝子の一部を取り出し、他の生物の遺伝子に組み入れる技術で、生物の性質を改良し、栄養成分に富む農作物や、病害虫に強い農作物の開発等に利用されています。</p> <p>厚生労働省の安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品は、その輸入・販売等が禁止されており、又、遺伝子組換え作物及びこれらを原材料とする加工食品については、原則として遺伝子組換え作物である旨の表示が食品衛生法で義務づけられています。現在、遺伝子組換え作物には、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、てんさい、アルファルファがあります。</p>
か	家畜伝染病予防法	<p>家畜の伝染性疾患の発生を予防し、まん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的としています。家畜の伝染性疾患の発生防止、まん延防止のため、輸出入検疫制度等を規定しています。</p>
	カンピロバクター	<p>鶏、牛、豚などの腸管内に分布しています。この菌が付着した食肉等の生食や不十分な加熱調理により、多くの食中毒が発生しています。この菌による食中毒の潜伏時間は、約2～7日と比較的長く、主な症状は、発熱、けん怠感、頭痛、めまい、筋肉痛などで、その後下痢が起こります。</p>
き	業務管理要綱(GLP)	<p>試験、検査の信頼性を確保するための管理手法です。「検査又は試験に関する事務の管理」として食品衛生法に根拠が置かれ、具体的には検査設備の管理、検査マニュアル作成等が規定されています。</p>
さ	残留農薬	<p>農薬を使用した結果、その作物(食品)に含まれる農薬のことです。農薬が残留した食品を摂取することにより人の健康を損なうことがないように、農産物に残留する農薬成分の量の限度が食品衛生法で定められており、一般に「残留農薬基準」と呼ばれています。これを超える農薬が残留している農産物は、販売禁止等の措置が取られることになります。</p>
	自主衛生管理認証制度	<p>食品関係の営業者が日々取り組んでいる自主的な衛生管理を積極的に評価する仕組みとして、平成19年度から金沢市が独自に創設した制度です。この制度は、施設・設備の洗浄の方法や食品の衛生管理が、金沢市が定める基準を満たしていると認められる施設を申請により認証し、これを広く市民に公表することにより、食品営業施設全体の衛生水準の向上を図る事を目的としています。</p>
	収去検査	<p>食品の安全確保を目的として、食品衛生法に基づき、保健所等が実施する食品等の検査をいいます。</p>
	食鳥検査員	<p>1年間の処理羽数が30万羽を越える食鳥処理場において疾病及び異常の有無を1羽ごとに検査する食鳥検査の業務や食鳥処理場に対する監視・指導などを行うために「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、都道府県等が指定する獣医師の資格を有する職員です。</p>
	食品衛生監視指導計画	<p>食品衛生に関する監視又は指導について、食品衛生法に基づき地域の実状をふまえ、各都道府県、中核市等が毎年策定する計画です。市民等の意見の反映及び相互理解を得るため、この計画及びその実施状況を公表することになっています。</p>
し	食品衛生管理者	<p>食品衛生法の規定に基づき、乳製品、食肉製品、添加物等の製造・加工を行う施設全てに置かなければならないとされています。食品衛生管理者は、その製造・加工の工程を衛生的に管理する為に、営業者に対し必要な意見を述べたり、従事者の監督にあたる等の責務があります。専門知識が必要とされることから、獣医師、薬剤師、厚生労働大臣が指定した講習受講者等の資格が必要です。</p>
	食品衛生指導員	<p>食品営業者が日本食品衛生協会等の講習を受講して資格を取得します。営業施設の巡回指導、自主衛生管理の指導を行い、食品衛生の向上に貢献しています。</p>
	食品衛生責任者	<p>食品衛生管理者を置かなければならない施設以外の営業施設に設置され、施設の衛生管理にあたるとともに従事者の衛生教育等を行います。調理師、製菓衛生師、保健所長が認めた講習受講者等の資格が必要です。</p>

	用語	用語説明
	食品衛生法	「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図る」ことを目的としています。行政、食品等事業者の責務を明確化するとともに、人の健康を損なう恐れのある食品の製造・販売等の禁止、食品の添加物・容器包装等の基準、食品の表示基準、飲食店等の営業施設の基準、検査等について規定しています。
す	スクリーニング検査	ある集団に対して、集団内の個体全てを検査し、疑いのあるものを発見することを目的に行う検査をいいます。
と	鳥インフルエンザ	インフルエンザウイルスが鶏などに感染して起こる病気です。このうち高病原性のもは“家きんペスト”と呼ばれ、家畜伝染病予防法による法定伝染病に指定されています。感染すると神経症状などを引き起こしますが、症状が現れないまま急死する場合も多くあります。また稀にですが、鶏から人間、人間から人間への感染例も報告されています。但し、鶏卵や鶏肉を食べる事によって人間に感染するような事例は現在報告されていません。
	と畜検査員	と畜場法に基づき、市長が任命する職員（獣医師）のことで、金沢市では食肉衛生検査所においてと畜検査に従事しています。
	と畜場	牛、馬、豚、めん羊、山羊を食用として処理するために都道府県又は中核市等の許可を受けた施設です。これらの獣畜を食用とするには、この施設で処理し、検査員（獣医師）の1頭毎の検査を受けることが、法律で義務づけられています。
	動物用医薬品	家畜や養殖魚等に対して、病気の治療や予防を目的として使用される抗生物質や寄生虫駆除剤、栄養補給の為に飼料添加物等、飼育段階で使用される化学物質のことで、食品は原則として抗生物質を含有してはならず、食肉、食鳥、魚介類については、化学的合成品たる抗菌物質を含有してはならないとされています。
に	認定小規模食鳥処理場	鶏、あひる等の食鳥を処理する施設のうち、年間処理羽数が30万羽を超えない施設で、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」で定める基準に適合していることを、都道府県知事又は中核市長が認定した施設です。
の	農薬取締法	農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化と、安全かつ適正な使用の確保を図り、農業生産の安定と国民の健康の保護、生活環境の保全に寄与することを目的としています。農薬の登録制度、使用方法、表示、検査等について規定しています。
	ノロウイルス	冬季に多く発生する食中毒の病因物質として報告されています。下水、河川、沿岸海域を汚染したノロウイルスは、カキやシジミ等の二枚貝に蓄積しますが、これらの貝を十分に加熱しないで喫食すると発症します。また、手指を介してノロウイルスの汚染した食品を食べて感染した食中毒や人から人への感染症が多く報告されています。 このウイルスによる食中毒は、24～48時間の潜伏期間の後、吐き気、嘔吐、腹痛、下痢、発熱等の症状が現れます。なお、食品の中心部を十分に加熱したり、手指等を十分に洗浄、殺菌することが予防には有効です。
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)	農林物資の品質の改善、生産・消費の合理化等を目的としています。農林物資の規格を定め、これに合格した製品にJASマークをつけることを定めた日本農林規格制度と、一般消費者の商品選択に役立てることを目的に、基準に従った表示を製造者・販売者に義務づけた品質表示基準制度の二つについて規定しています。
り	リスクコミュニケーション	食品を摂取することで生じる健康への悪影響について、その発生頻度や度合いを分析・評価する過程や、その悪影響を軽減する施策を検討する段階で、行政、生産者・加工者等の事業者、消費者、研究者等の関係者の中で、情報や意見を交換することです。